

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和5年2月28日(火) 午前9時30分から午前10時20分
会議場所	糸魚川市役所 2階 203・204会議室
出席委員	<p>【農業委員（出席15名、欠席4名）】  出席委員：1番齊藤健一郎委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番園田岳彦委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、  欠席：2番片山敏隆委員、6番松澤一久委員、11番福田幸生委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席1名）】  出席委員：12番小島隆委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席16名)</p>
出席職員	星野農業委員会事務局次長、中村同係長、伊藤同主査、石曾根同主査、木嶋同主任主事（書記）
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	<p style="text-align: center;">議長</p> <hr/> <p style="text-align: center;">14番 委員</p> <hr/> <p style="text-align: center;">16番 委員</p>

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて  
No.29～No.38 10件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について  
No.14～No.19 6件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No.86～No.93 8件
- 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について  
No.805 1件

### 日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
No.3020～No.3023 4件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No.5034～No.5040 7件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について  
No.268～No.362 95件
- 議 第4号 令和4年糸魚川市賃借料の情報提供について
- 議 第5号 農地利用最適化推進委員の辞任について

### 日程第4 その他

- ア 次回農業委員会の日程について
- イ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、2番片山敏隆委員、6番松澤一久委員、11番福田幸生委員、19番樋口佐登子委員の4名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>また、本日は推進委員の小島隆委員からもご出席をいただいております。</p> <p><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、14番稲葉淳一委員、16番川合次夫委員を指名いたします。</p> <p><b>日程第2＝報告事項</b></p>
議長	<p><b>&lt;報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて&gt;</b></p> <p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて報告を求めます。</p>
石曽根主査	<p>報告いたします。議案の1頁をご覧ください。</p> <p>29番西海地区、道平地内の3筆55㎡について住宅敷地となっております。</p> <p>30番青海地区、歌地内の6筆2,503㎡について山林となっております。</p>

	<p>す。</p> <p>31 番糸魚川地区、上刈 2 丁目地内の 1 筆 276 m<sup>2</sup>について住宅敷地となっております。</p> <p>32 番大和川地区、厚田地内の 1 筆 413 m<sup>2</sup>について住宅敷地となっております。</p> <p>33 番大和川地区、厚田地内の 1 筆 106 m<sup>2</sup>について道路敷地となっております。</p> <p>34 番大和川地区、竹ヶ花地内の 8 筆 1,368 m<sup>2</sup>について病院敷地および駐車場敷地となっております。</p> <p>35 番大和川地区、竹ヶ花地内の 1 筆 120 m<sup>2</sup>について、駐車場敷地となっております。</p> <p>36 番大和川地区、大和川地内の 2 筆 372 m<sup>2</sup>について、山林となっております。</p> <p>37 番大和川地区、大和川地内の 1 筆 208 m<sup>2</sup>について、山林となっております。</p> <p>38 番大和川地区、大和川地内の 1 筆 109 m<sup>2</sup>について、山林となっております。</p>
議長	<p>以上で、報告を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしの発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 石曾根主査	<p><b>&lt;報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b></p> <p>報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について報告を求めます。</p> <p>報告いたします。議案の 4 頁をご覧ください。</p> <p>14 番下早川地区、東海地内の 6 筆 3,332 m<sup>2</sup>について労力不足のため休耕するものです。</p> <p>15 番下早川地区、清水山地内の 3 筆 2,818 m<sup>2</sup>について労力不足のため休耕するものです。</p> <p>16 番上早川地区、大平地内の 2 筆 1,079 m<sup>2</sup>について労力不足のため休耕するものです。</p> <p>17 番西海地区、釜沢地内の 2 筆 333 m<sup>2</sup>について労力不足のため休耕</p>

	<p>するものです。</p> <p>18 番小滝地区、大所地内の 3 筆 1,654 m<sup>2</sup>について労力不足のため休耕するものです。</p> <p>19 番木浦地区、木浦地内の 4 筆 1,445 m<sup>2</sup>について労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について&gt;</b></p> <p>報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告を求めます。</p>
石曾根主査	<p>報告いたします。議案の 6 頁をご覧ください。</p> <p>86 番下早川地区、五十原地内の 1 筆 464 m<sup>2</sup>について耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>87 番上早川地区、大平地内の 9 筆 11,328 m<sup>2</sup>について貸付人の意向により解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>88 番上早川地区、中川原新田地内の 1 筆 437 m<sup>2</sup>について労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>89 番西海地区、田中地内の 2 筆 1,578 m<sup>2</sup>について労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>90 番磯部地区、徳合地内の 9 筆 1,628 m<sup>2</sup>について労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>91 番能生谷地区、下倉地内の 1 筆 2,813 m<sup>2</sup>について労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>92 番能生谷地区、下倉地内の 4 筆 2,924 m<sup>2</sup>について労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>93 番能生谷地区、鷲尾地内の 2 筆 3,328 m<sup>2</sup>について労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 伊藤主査	<p><b>&lt;報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について&gt;</b></p> <p>報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について報告を求めます。</p> <p>報告いたします。議案の9頁をご覧ください。</p>
議長	<p>805 番糸魚川地区、蓮台寺地内の5筆2,967㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道三ツヤ原道線沿いの場所でございます。今現在も畑をしているが、隣接地の高さを合わせ農地を拡大し、作業の効率を上げて耕作したいものです。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p><b>日程第3＝付議事項</b></p>
議長	<p><b>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt;</b></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
木嶋主任主事	<p>説明いたします。議案の10頁をご覧ください。</p> <p>3020 番大野地区、大野地内の1筆223㎡について、所有権移転による贈与となります。地図No.2をご覧ください。申請地は、国道148号線沿いでございます。譲渡人は高齢により耕作ができないため、譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題</p>

ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大野地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3021 番今井地区、西中地内の1筆507㎡について、所有権移転による贈与となります。地図No.3をご覧ください。申請地は、農道今井1号線沿いの場所にあり、割田となっており管理しやすくなるため譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、今井地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3022 番今井地区、西中地内の1筆72㎡について、所有権移転による贈与となります。地図No.4をご覧ください。申請地は、市道梶屋西中線梶屋バス停前の場所にございます。申請地は割田となっており、農地を集約化するため譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、今井地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3023 番能生谷地区、大沢地内の2筆5,292㎡について、所有権移転による贈与となります。地図No.5をご覧ください。申請地は、市道北部3号線沿いの場所にございます。譲渡人は高齢により耕作ができないため、譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、

議長	<p>農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b></p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。議案の11頁をご覧ください。</p> <p>5034番西海地区、平牛地内の1筆231㎡について、住宅敷地のための所有権移転による売買です。地図No.6をご覧ください。申請地は、農道平牛1号線沿いの場所です。譲受人は、現在教職員住宅に居住しており、申請地に住宅を新築したいものです。農地の区分は、E-7-a-(a)(道路要件：市道平牛縦断線(幅員6m)に面する。配管要件：ガス及び上下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に高校及び病院がある)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5035番糸魚川地区、南押上3丁目地内の4筆1,914㎡について、宅地造成及び道路の所有権移転による売買です。地図No.7をご覧ください。申請地は、市道中江道路3号線のそばにございます。周辺の住宅化や農地として維持管理が困難となっている土地の有効利用のため宅地造成を行いたいものです。農地の区分は、E-7-b-(c)(都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5036番糸魚川地区、南押上3丁目地内の4筆2,064㎡について、介護施設用地造成及び道路のための賃借権の永年設定です。同じく地図No.</p>

7をご覧ください。

申請地は、市道中江道路3号線沿いの場所です。譲受人は、申請地を借受け造成工事を行い、護施設用地として賃貸借したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5037 番糸魚川地区、一の宮1丁目地内の2筆257㎡について、住宅敷地のための使用貸借権の永年設定です。地図No.8をご覧ください。

申請地は、市道中央大通り線沿いの場所です。譲受人は、申請地を借受け、職員のための庫裡(住宅)を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第2種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5038 番能生地区、能生地内の1筆214㎡について、住宅敷地のための所有権移転による売買となります。地図No.9をご覧ください。

申請地は、市道白柏子線沿いのそばにございます。譲受人は、現在借家に居住しているが、申請地に住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5039 番青海地区、須沢地内の2筆487㎡について、住宅敷地のための所有権移転による売買となります。地図No.10をご覧ください。

申請地は、市道大坪公園1号線沿いにございます。譲受人は、現在市営住宅に居住しているため申請地を譲り受け、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (第1種住居地域)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5040 番青海地区、今村新田地内の2筆467㎡について、住宅敷地のための使用貸借権の永年設定です。地図No.11をご覧ください。

申請地は、市道青海通線沿いの場所です。譲受人は、申請地を借りて

<p>議長</p>	<p>住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (近隣商業地域) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;議第3号 農用地利用集積計画案について&gt;</b></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、95件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが12件ございます。まず、恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員の退室を求めます。</p> <p>〔恩田委員退室〕</p>
<p>議長 木嶋主任主事</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の14頁をご覧ください。</p> <p>273 番上早川地区、土塩地内の5筆3,633㎡について更新となります。</p> <p>274 番上早川地区、大平地内の3筆2,106㎡について更新となります。</p> <p>275 番上早川地区、大平地内の1筆1,500㎡について更新となります。</p> <p>276 番上早川地区、大平地内の1筆1,580㎡について更新となります。</p> <p>277 番上早川地区、大平地内の1筆1,395㎡について更新となります。</p> <p>278 番上早川地区、大平地内の1筆971㎡について更新となります。</p> <p>279 番上早川地区、中川新田地内の2筆2,848㎡について更新となります。</p>

議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔恩田委員入室〕 つぎに園田委員の案件を審議しますので、園田委員の退室をお願いします。</p>
議長 木嶋主任主事	<p>〔園田委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。議案の15頁をご覧ください。 280番大和川地区、大和川地内の2筆534㎡について更新となります。 281番大和川地区、大和川地内の2筆643㎡について更新となります。 282番大和川地区、大和川地内の7筆1,752㎡について更新となります。 297番西海地区、平牛地内の3筆5,906㎡について更新となります。 298番西海地区、平牛地内の1筆1,979㎡について更新となります。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木嶋主任主事	<p>〔園田委員入室〕 つづきまして、残りの案件を審議します。 説明いたします。議案の13頁をご覧ください。 268番下早川地区、五十原地内の5筆5,158㎡について更新となります。 269番下早川地区、五十原地内の1筆1,191㎡について更新となります。 270番下早川地区、五十原地内の1筆2,901㎡について更新となります。</p>

- 271 番下早川地区、五十原地内の1筆1,186㎡について更新となります。
- 272 番上早川地区、越地内の1筆664㎡について規模拡大となります。
- 283 番西海地区、釜沢地内の1筆182㎡について規模拡大となります。
- 284 番西海地区、釜沢、田中、水保地内の4筆5,944㎡について更新となります。
- 285 番西海地区、釜沢地内の1筆542㎡について更新となります。
- 286 番西海地区、川島、水保地内の2筆2,404㎡について更新となります。
- 287 番西海地区、田中地内の2筆1,578㎡について規模拡大となります。
- 288 番西海地区、田中地内の6筆2,857㎡について規模拡大となります。
- 289 番西海地区、田中地内の2筆2,964㎡について更新となります。
- 290 番西海地区、水保地内の2筆940㎡について更新となります。
- 291 番西海地区、水保地内の1筆48㎡について更新となります。
- 292 番西海地区、水保地内の1筆890㎡について更新となります。
- 293 番西海地区、水保地内の1筆52㎡について規模拡大となります。
- 294 番西海地区、水保地内1筆912㎡について更新となります。
- 295 番西海地区、水保地内の1筆786㎡について更新となります。
- 296 番西海地区、水保地内の3筆2,999㎡について更新となります。
- 299 番根知地区、根小屋の地内2筆3,143㎡について規模拡大となります。
- 300 番根知地区、大所地内の1筆1,469㎡について規模拡大となります。
- 301 番根知地区、上野地内の6筆15,129㎡について規模拡大となります。
- 302 番根知地区、東中地内の2筆4,973㎡について、経営継承による耕作者変更の移転となります。
- 303 番根知地区、東中地内の2筆3,873㎡について、経営継承による耕作者変更の移転となります。

304 番根知地区、東中地内の1筆1,530 m<sup>2</sup>について、経営継承による耕作者の変更の移転となります。

305 番根知地区、東中地内の2筆3,078 m<sup>2</sup>について、経営継承による耕作者変更の移転となります。

306 番根知地区、東中地内の2筆3,022 m<sup>2</sup>について、経営継承による耕作者変更の移転となります。

307 番根知地区、上野地内の2筆3,987 m<sup>2</sup>について、経営継承による耕作者変更の移転となります。

308 番根知地区、上野地内の2筆4,877 m<sup>2</sup>について、経営継承による耕作者変更の移転となります。

309 番根知地区、上野地内の2筆2,779 m<sup>2</sup>について、経営継承による耕作者変更の移転となります。

310 番根知地区、上野地内の2筆6,040 m<sup>2</sup>について、経営継承による耕作者変更の移転となります。

311 番根知地区、上野地内の1筆669 m<sup>2</sup>について、経営継承による耕作者変更の移転となります。

312 番根知地区、上野地内の2筆1,975 m<sup>2</sup>について、経営継承による耕作者変更の移転となります。

313 番根知地区、上野地内の1筆2,985 m<sup>2</sup>について、経営継承による耕作者変更の移転となります。

314 番根知地区、上野地内の2筆3,864 m<sup>2</sup>について、経営継承による耕作者変更の移転となります。

315 番今井地区、西川原地内の2筆4,692 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。

316 番磯部地区、徳合地内の9筆1,628 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。

317 番磯部地区、徳合地内の5筆1,005 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。

318 番能生谷地区、大平寺地内の6筆7,596 m<sup>2</sup>について更新となります。

319 番能生谷地区、大平寺地内の3筆4,871 m<sup>2</sup>について更新となります。

320 番能生谷地区、大平寺地内の3筆4,576 m<sup>2</sup>について更新となります。

ます。

321 番能生谷地区、大平寺地内の2筆2,655㎡について更新となります。

322 番能生谷地区、大平寺地内の4筆4,483㎡について更新となります。

323 番能生谷地区、大平寺地内の2筆2,717㎡について更新となります。

324 番能生谷地区、大平寺地内の1筆1,060㎡について更新となります。

325 番能生谷地区、大平寺地内の1筆112㎡について更新となります。

326 番能生谷地区、大平寺地内の1筆919㎡について更新となります。

327 番能生谷地区、大平寺地内の1筆538㎡について更新となります。

328 番能生谷地区、大平寺地内の2筆3,348㎡について更新となります。

329 番能生谷地区、大平寺地内の2筆3,344㎡について更新となります。

330 番能生谷地区、大平寺地内の2筆1,519㎡について更新となります。

331 番能生谷地区、大平寺地内の1筆455㎡について更新となります。

332 番能生谷地区、大平寺地内の1筆947㎡について更新となります。

333 番能生谷地区、大平寺地内の1筆439㎡について更新となります。

334 番能生谷地区、大平寺地内の1筆756㎡について更新となります。

335 番能生谷地区、大平寺地内の1筆1,164㎡について更新となります。

336 番能生谷地区、大平寺地内の1筆2,610㎡について更新となります。

- 337 番能生谷地区、大平寺地内の1筆 921 m<sup>2</sup>について更新となります。
- 338 番能生谷地区、大平寺地内の1筆 141 m<sup>2</sup>について更新となります。
- 339 番能生谷地区、大平寺地内の1筆 284 m<sup>2</sup>について更新となります。
- 340 番能生谷地区、大平寺地内の1筆 509 m<sup>2</sup>について更新となります。
- 341 番能生谷地区、鶉石地内の1筆 2,214 m<sup>2</sup>について更新となります。
- 342 番能生谷地区、鶉石地内の1筆 2,956 m<sup>2</sup>について更新となります。
- 343 番能生谷地区、大沢地内の1筆 2,830 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。
- 344 番能生谷地区、大沢地内の2筆 6,595 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。
- 345 番能生谷地区、大沢地内の1筆 895 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。
- 346 番能生谷地区、高倉地内の5筆 2,581 m<sup>2</sup>について更新となります。
- 347 番能生谷地区、下倉地内の3筆 1,945 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。
- 348 番能生谷地区、下倉地内の1筆 2,813 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。
- 349 番能生谷地区、下倉地内の1筆 2,964 m<sup>2</sup>について更新となります。
- 350 番能生谷地区、下倉地内の1筆 3,053 m<sup>2</sup>について更新となります。
- 351 番能生谷地区、下倉地内の1筆 879 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。
- 352 番能生谷地区、下倉地内の1筆 940 m<sup>2</sup>について規模拡大となります。
- 353 番能生谷地区、下倉地内の4筆 2,924 m<sup>2</sup>について規模拡大とな

	<p>ります。</p> <p>354 番能生谷地区、下倉地内の3筆2,289㎡について更新となります。</p> <p>355 番能生谷地区、下倉地内の3筆1,373㎡について更新となります。</p> <p>356 番能生谷地区、中野口、鷺尾地内の10筆3,385㎡について規模拡大となります。</p> <p>357 番能生谷地区、柱道地内の3筆2,690㎡について規模拡大となります。</p> <p>358 番能生谷地区、柱道地内の3筆2,793㎡について規模拡大となります。</p> <p>359 番能生谷地区、柱道地内の2筆1,663㎡について規模拡大となります。</p> <p>360 番能生谷地区、柱道地内の1筆1,174㎡について更新となります。</p> <p>361 番能生谷地区、鷺尾地内の2筆3,328㎡について規模拡大となります。</p> <p>362 番青海地区、須沢地内の2筆997㎡について規模拡大となります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第4号 令和4年糸魚川市賃借料の情報提供について&gt;</b></p> <p>議第4号 令和4年糸魚川市賃借料の情報提供について事務局の説明を求めます。</p>
木嶋主任主事	<p>説明いたします。議案の32頁をご覧ください。</p> <p>賃借料情報は、農地の所有者と借り手が賃借料を設定するうえで目安となるよう、客観的で透明性が確保された情報を農業委員会が提供</p>

	<p>することとなっています。一覧表は、令和4年1月から令和4年12月までに契約、告示された水田の賃貸借契約において、地区ごとに10a当たりの賃借料の平均額、最高額、最低額を掲載したものです。前年より金額が上がったのが4地区、下がったのが5地区です。変動する理由としては、その年によって交わされる契約の傾向が異なること、そして、お米で納めている場合には1等米、2等米の引渡価格の平均を使い現金換算して計算するため、平均額に影響が出るものと考えられます。また、使用貸借契約は除いており、著しく高い場合や低い場合も除いています。浦本地区、小滝地区、能生地区、木浦地区、については、参考となる事例が少ないため、掲載しておりません。</p>
<p>議長 稲葉委員 木嶋主任主事</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 米の現金換算はいくらになりますか。 令和3年産米最終清算単価表のコシヒカリ1等米、2等米の平均額を換算したものになります。</p>
<p>園田委員 石曾根主査 議長</p>	<p>機構のやりとりも入っているのでしょうか。 機構のやりとりは入っておらず、利用権のみになります。 その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長  伊藤主査</p>	<p><b>&lt;議第5号 農地利用最適化推進委員の辞任について&gt;</b> 議第5号 農地利用最適化推進委員の辞任について事務局の説明を求めます。 説明いたします。議案の33頁をご覧ください。 最適化推進委員の辞任について申出がありましたので、お諮りいたします。最適化推進委員の議席番号14 番田中清委員、理由は一身上の都合でございます。2月14日付けで田中委員の方から辞任したい旨の申出がありました。補足であります、健康上の理由によるものです。このことから、農業委員会等に関する法律で推進委員については農業委員会の同意を得て辞任することができるとなっておりますので今回お諮りしたいということでございます。なお、欠員となりますが残</p>

議長	<p>任期間が短いため、欠員の募集はかけないこととさせていただきます。そのかわり、該当地区の農業委員の協力をお願いし、今後対応したいと考えております。なお、該当地区の井上委員、齋藤委員におきましては事前に内諾を得ておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p><b>日程第4＝その他</b></p>
議長	<p><b>ア 次回農業委員会の日程について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3/30(水) 午前9：30～ 市役所 201・202 会議室</li> </ul>
議長	<p><b>イ その他</b></p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。</p> <p>慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>